◆子育て支援課・健康推進課 (☎463-1212 Fax464-9314)

◆子どもフリーダイヤル (**20**0120-510-783)

イベントなどへの参加の際は手洗いやマスク着用などにご協力ください

ペアレント・プログラム

子どもの行動に注目して、個性にあわせて褒める方 法を、講師と一緒に学びましょう。

日時 7月8日 金・22日 金、8月5日 金・26日 金、9月9

日 午前10時~11時30分(全5回)

場所 次世代育成地域交流センター

対象 平成28年4月2日~令和2年

3月31日生まれの子どもの保護者

定員 10人 (先着順)

講師 子育て支援課職員

申込・問合先 6月6日 例以降に電話で子育て支援課へ

※受講無料。一時保育(先着順)

あり、希望者は申込時に



お食事会 (予約制)

~離乳食がうまく進まないと

悩んでいる人への教室~

自分の子どもの食事を持参し、みんなで食事しながら、食事について困っている事への対応策を考えます。

日時 6月15日 M 午前10時30分~11時30分

場所 健診センター

対象 1歳6ヵ月までの子どもと保護者

定員 5人(先着順)

持ち物 子どもがいつも食べている食事、スプーンなどの食具、お茶、母子健康手帳、食事に必要な物など申込・問合先 健康推進課

※会場では電子レンジのみ用意しています。食事会後、 個別相談もできます。

スタートの頃からの

離乳食講習会(予約制)

簡単に美味しく出来る離乳食の基本を紹介します。

日時 6月23日休 午後1時~3時

場所 次世代育成地域交流センター

定員 9組 (先着順)

持ち物 母子健康手帳

申込・問合先 健康推進課

※3組ずつグループに分け、試食をします。試食以外の時間は、広い部屋で離乳食の話や交流会を行います。 「3回食の頃から」の次回は7月実施予定

麻しん・風しん

混合ワクチン(MR)予防接種

この予防接種は、将来、進学・就職・海外への修学旅行や留学の時などに必要になる場合があるだけでなく、麻しん(はしか)や風しんにかからない、他の人にもうつさないためにも大変重要です。免疫を高めるために接種を受けましょう。麻しんまたは風しんの病気にかかったことのある人も、より免疫を高めるために受けることができます。

対象

- ●MR1期…1歳の誕生日の前日~2歳の誕生日の前日
- ●MR2期…平成28年4月2日~平成29年4月1日生まれの子どもは、来年3月末までが接種期間(各医療機関の接種日により異なる)

※この期間を過ぎると定期接種として接種することができません。任意接種(全額自己負担)で受ける場合は、接種費用が約1万円必要となり健康被害を受けた場合の対応も異なります。

問合先 健康推進課

保育園・認定こども園の遊びの教室

4月から始まった「遊びの教室」に空きがあります。希望する人は、下記の保育園・こども園に直接来園、または電話で申し込んでください。

日時 9月まで(実施曜日は下表のとおり)

午前10時~11時30分

(公立は午前10時から1時間〔予定〕)

対象 市内在宅の1歳6ヵ月~3歳児と保護者

申込 6月24日 金までに下記の希望する保育園・こども園へ ※公立は申込期限がありません。定員になり次第終了

保育園・ 認定こども園	も園 住 所 開催日		電話番号
清和	高松東1丁目10-16	第2水曜日	462-0972
鶴原	鶴原1033	第3金曜日	463-0065
泉ヶ丘	鶴原935-3	第3火曜日	463-0041
下瓦屋	上瓦屋610-1	第3木曜日	463-3359
のぞみ (公立)	上瓦屋583-1	第3・4木曜日	468-8005
さくら (公立)	旭町4-6	第3・4木曜日	462-2913
はるか (公立)	長滝1028	第3・4木曜日	468-8170

市こどもの居場所づくり事業 こども食堂

みんなと一緒にご飯を食べたり、宿題をしたり、安らぎを感じられるようなこどもの居場所を提供します。また、農業体験などのイベントもあります。ぜひ参加してください。

【うちカフェ】

日時 毎週月·水·金曜日 午後3時~7時 【農業体験】

日時 6月18日出 午後2時~4時

内容 さつまいもの植え付けをしよう♪

いずれも

場所 うちカフェ (市場東2丁目2-22)

申込・問合先 サード プレイス (上田 ☎090-6238-2345 eメール: info@the3rdplace.jp) ※詳しくは問い合わせ てください。



子育て情報



乳児の結核予防接種(BCG)

6月16日休) 午前9時30分~11時 日時

場所 健診センター

令和3年6月17日~令和4年1月17日生まれの乳児 対象 予診票、BCG予防接種案内用紙 (郵送済)、

母子健康手帳(忘れると接種できません)

問合先 健康推進課

ф

毎月19日は「食育の日」

毎年6月は「食育月間」で す。毎日3食を規則正しく食 べよう。規則正しい食生活 で体調を整えよう。

問合先 健康推進課



児童手当

~10月支給分から児童手当の制度が一部変更になります~

問合先 子育て支援課

屮

特例給付の支給に係る所得上限額が設けられ、所得額により特例給付の支給がされない人が発生します。令 和4年10月支給分から児童を養育している人の所得が下表の所得上限限度額以上の場合、児童手当などは支給 されません。令和4年10月支給分より児童を養育している人の所得が、下表の「所得制限限度額」未満の場合 は児童手当を支給し、所得が「所得制限限度額」以上「所得上限限度額」未満の場合は特例給付(児童1人当 たり月額一律5,000円)を支給します。

手当の振込 児童手当2~5月分を令和4年6月10日に振込予定です。指定口座を確認してください。

	所得制限限度額		所得上限限度額	
扶養親族等の数 (カッコ内は例)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれて いない場合など)	622	833.3	858	1,071
1人 (児童1人の場合など)	660	875.6	896	1,124
2人 (児童1人+年収103万円 以下の配偶者の場合など)	698	917.8	934	1,162
3人 (児童2人+年収103万円 以下の配偶者の場合など)	736	960	972	1,200
4人 (児童3人+年収103万円 以下の配偶者の場合など)	774	1,002	1,010	1,238
5人 (児童4人+年収103万円 以下の配偶者の場合など)	812	1,040	1,048	1,276

「扶養親族等」の数は、所得税法 一生計配偶者および扶養親族 (里親などに委託されている児童や施 設に入所している児童除く)および 扶養親族等でない児童で前年の12月 31日において生計を維持した人の数 をいいます。

扶養親族等の数に応じて、所得額 の限度額は1人につき38万円(扶養 親族等が同一生計配偶者〔70歳以上 の人に限る〕または老人扶養親族で あるときは44万円)を加算した額と なります。

「収入額の目安」は給与収入のみ で計算しています。実際は給与所得 控除や医療費控除、雑損控除などを 控除した後の所得額で計算します。

月に郵送予定です。 ※現況結果による認定通知、

認定継続通知を8

きをしてください。 変更事項があった場合は、子育て支援課で手続 を記入のうえ、提出してください。なお、 を郵送します。現況届が届いた場合は必要事項 ▶児童を養育しなくなったことなどにより、 現況届の提出が必要な人には、 市から現況届 支

給対象となる児童がいなくなった場合

市内転居や他市への転出、海外への転出など) ▶受給者や配偶者、児童の住所が変わった場合

受給者や配偶者、児童の氏名が変わった場合

一緒に児童を養育する配偶者ができた場合、

受給者が養育者である場合 受給者が施設等である場合

その他、

市から提出の案内があった場合

ている場合 単身赴任などで児童と別居している場合 離婚協議中などで配偶者と別居・世帯分離

出を省略します。 催認できる場合は、
 令和4年度から受給者の現況を公簿などで 次の場合を除き現況届の提

現況届の省略

毎年6月に提出いただいている現況届につい

または児童を養育していた配偶者がいなくなっ

●受給者の加入する年金が変わった場合

(離婚、

海外転出や死亡、

勾留など)

受給者が公務員になった場合

離婚協議中の受給者が離婚成立した場合